

平成31年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月) 午前10時から10時32分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越 聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	逸見雅彦

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第2回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長によりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

2番、小室委員、4番、町田委員、ご兩名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第3号番号1から番号7までにつきましては、いずれも関連性がございませぬので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号番号1から番号7までを一括上程して議題といたします。

番号1から番号7まで、各番号順に事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 一括上程いたされた議案第3号番号1から番号7についてご説明いたします。

議案第3号番号1から番号7の農地の地番は、議案書の地番の欄にございます11筆で、台帳地目は畑及び田でございますが、現況地目は全て畑です。面積は、番号1から番号7までの合計が7,572平方メートルとなります。

申請地の場所でございますが、議案書の次に案内図1、続いて案内図2とある地図がございます。こちらの案内図1で、議案第3号の番号1から番号6、案内図2では番号7の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認をいただきたいと思っております。

議案書に戻りまして、申請者についてご説明いたします。番号1から番号7の譲受人は、全て横瀬町の観光産業振興のため活動している任意団体です。なお、譲渡人については、後ほど番号ごとにご説明いたします。申請理由は、番号1から番号6につきましては、羊山公園のシバザクラ開花時期の臨時駐車場として、農地の一時転用をしたいという申請でございます。また、番号7は、同じくシバザクラ開花時期の臨時駐車場への案内所として利用したいため、農地の一時転用をしたいという申請でございます。なお、今回の申請の権利の種類は、番号1から番号7のいずれも賃借権の設定となっております。

続きまして、番号ごとにご説明いたします。番号1の農地2筆でございますが、台帳及び現況地目は畑、面積は2筆合わせて992平方メートル。譲渡人は横瀬町に住所を置かれる方です。

番号2の農地2筆は、台帳及び現況地目は畑、面積は2筆合わせまして1,705平方メートル。譲渡人は3人で、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に住所を置く方です。

番号3の農地3筆につきましては、台帳及び現況地目は畑、面積は3筆合わせて1,801平方メートル。譲渡人は2人で、横瀬町に住所を置く方と秩父市に住所を置く方です。

番号4の農地は、台帳地目は田で、現況地目は畑、面積は544平方メートル。譲渡人は秩父市に住所を置く方です。

番号5の農地は、台帳地目は田で、現況地目は畑、面積は340平方メートル。譲渡人は熊谷市に住所を置く方です。

番号6の農地は、台帳及び現況地目は畑、面積は1,798平方メートル。譲渡人は横瀬町に住所を置く方です。

番号7の農地は、台帳及び現況地目は畑、面積は1,697平方メートルのうち392平方メートルです。譲渡人は横瀬町に住所を置く方です。

農地区分は、周辺に住宅が散在している区域である理由から、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

まず、担当委員の小河推進委員からお願いしますが、議案第3号番号1より7までを番号順に説明をお願いいたします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま一括上程されました議案第3号番号1から7番までについて、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る22日、補助農業委員の小室委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。申請内容は、全て横瀬町観光・産業振興協会会長からのもので、羊山公園シバザクラ開花期、交通渋滞対策で、臨時駐車場として各地主から一時的に転用し、お借りして、駐車場と案内所として使用するものです。

現況は、番号1から7、全て畑として利用され、登記でよく確認はとれないのですが、農地は保全管理の状態と思われました。

転用利用期間は、全て5月末となっております。転用終了後につきましては、カボチャ、ナス等葉物野菜を作付となっております。去年は、カボチャの苗木を提供されまして、収穫のあった人で五、六十センチのコンテナで五、六杯とれたそうです。それでも、天候不順で管理の仕方で差が出たようです。

それでは、1から7番まで、1番は、先ほど事務局のほうが言ったとおりなのですけれども、番号1は畑で、見た状態は保全管理状態で、何か放棄しているような、余り農地なのかわからないようなところがありました。

2番は、これも畑で、これも保全管理状態のような状態です。

3番の土地は、ちょっと耕した形跡があるような、農業をやっているように感じました。この人がコンテナの五、六杯のカボチャがとれたと言われた人です。

番号4の地番は、やっぱり保全管理のような状態でした。

5番も同様に、見たところ保全管理で農業をしていないような状態に思いました。

6番もそうです。7番も同じような状態でした。

以上で周辺農地に影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 長 次に、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。

小室委員 2番の小室です。

先日、小河委員さんと現地のほうを確認いたしました。毎年のことなのですけれども、シバザクラの駐車場として利用しているのですけれども、今まで秩父市のほうで使っていたセメントの跡地なのですけれども、そこがことしはちょっと減ってしまって、来年以降は利用できなくなるということで、ますます横瀬のこの駐車場のほうが重要視されてきまして、渋滞の緩和にもつながりますので、もっとふやしたいぐらいという意見を聞いております。

農地のほうですけれども、先ほど小河推進委員さんのほうから説明されたとおり、保全管理として利用しているところがほぼで、畑としてはなかなか利用できていない状態ではありますけれども、いろいろと渋滞の緩和とかになりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑につきましては番号順ごとに行います。

まず、番号1について質疑をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」〕

議長 長 続きまして、番号2について質疑をお願いします。

〔「なし」〕

議長 長 続きまして、番号3について質疑をお願いします。

〔「なし」〕

議長 長 続きまして、番号4について質疑をお願いします。

〔「なし」〕

議長 長 続きまして、番号5についての質疑をお願いします。

〔「なし」〕

議長 長 続きまして、番号6についての質疑をお願いします。

〔「なし」〕

議長 長 最後に、番号7についての質疑をお願いいたします。

7番。

木崎委員 私のほうからは、今一括上程中ということなので、1番から7番まで関連がありますので、それについて質問というか、考え方を伺いたと思います。

と申しますのは、この申請書によりますと、一時転用後の作付計画というのが1号から7号にわたって全部添付されております。この関係は、耕作放棄地の防止の観点から、計画書が添付されているのだろーと思えますけれども、今までの説明を聞いておりますと、作付計画が出ているのにもかかわらず、去年の状況というのは余り作付の状況はよくない、保全管理地に当たるような説明がございました。今後、この作付計画書を添付させるというこの意味合いについてどう考えていけばいいのか、私も本当迷っているところなのですけれども、この計画書、これやっぱり書類上必要なのですか。この計画書のあり方というのはどういうことから考えていけばいいのでしょうか。その辺をちょっと伺いたと思います。

議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時24分

議長 それでは、再開いたします。

ただいま番号1から7までお願いしたわけですけれども、質疑漏れということで全般の中で、1番から7番まで質問がございましたらお受けしたいと思えます。

9番。

岸岡委員 9番の岸岡ですが、若干の内容についての確認をさせていただきます。

先ほど木崎委員からもお話ありましたが、作付の内容等が非常に現実味がないというふうに私も感じられます。方針ですから、作付の計画についてはこれからですから認めざるを得ないのですが、要は実績でいろいろ見ますと、大変な面積の中でカボチャ、ナス等をつくられておりますけれども、どう見てもその効果ですか、現実味のある数字、あるいは本当の数字なのかなというのがちょっと危惧されますので、もうちょっとこの辺はやらぬならやらぬということもはっきり書いてはどうでしょう。書類上現実でない数字が私はあると思うのですが、その辺について、受理したというか、受け付けた役場、農業委員会のほうとしてはどういうふうを感じるか聞かせていただきたいと思えます。

議 長 事務局。

事務局 ただいま9番委員さんからご質問のありました作付計画書のことにつきましてでございます。こちらにつきましては、譲受人を通しまして実施可能な内容でつくっていただくようにということで、その辺は強く申し上げましたところでございますので、こういった形で受け付けをいたしました。よろしく申し上げます。

議 長 9番。

岸岡委員 強く言ったということであっても、事実と反する、要するに実績のほうですけれども、作付の実績、例えばこれだけの畑にこれだけのものをつくっていくというのが本当であれば、販売路線のほうまで確立してあげないと、大変なことではないかとも。要はたくさんとれ過ぎてしまって、またこれが容易ではないというようなことにもなるし、その辺でむしろそっちまで今度は心配になってしまうということがあるので、だから計画はいいですよ、計画だから、やるのだから。だけれども、実績が出されていると、これだけの面積に物をつくったというのだったら、その中でできませんでしたらできませんと、面積的には確保したけれどもというのが何か総括をした形の添付で出されると、書類上すっきりすると思うのですが、いかがですか。

議 長 事務局。

事務局 ただいまの再度のご質問にお答えさせていただきます。

今、9番委員さんからご指摘のありましたことですが、今後はそのような形になるよう指導するようにさせていただけたらと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

〔「よろしく申し上げます」〕

議 長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号1から7番について採決を行います。番号順に申し上げます。

まず、番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号2番について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号4につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 続きまして、番号7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。

よって、議案第3号番号1から7番 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了しました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時32分)